

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、三種町土地改良区理事長 田中靖から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月27日

秋田県知事 鈴木 健 太

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（赤沼地区農村地域防災減災事業）計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和8年3月30日（月）から同年4月27日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 3 縦覧場所
山本郡三種町鵜川字岩谷子8番地 三種町農林課